

戦後の「長期欠席」認識と「欠席」観の今日的意義

- 長欠児童生徒援護会の設立を通して -

目白大学 大崎 広行 (1764)

キーワード：長期欠席・不登校・長欠児童生徒援護会

1. 研究目的

文部科学省は、「不登校」を年間30日以上欠席とし、毎年、学校基本調査の中で公表している。平成21年度の小・中学校における、不登校児童生徒数は122,432人と前年度(約127,000人)より約4,500人減少している。内訳では、小学校22,327人(前年度より325人減少)、中学校100,105人(前年度より4,048人減少)で、在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合は、小学校0.32%(前年度0.32%)、中学校2.77%(前年度2.89%)、小中学校合わせて1.15%(前年度1.18%)となっており、小学校で316人に1人、中学校で36人に1人が不登校という計算になる。

長期欠席が、児童生徒の学力に大きな影響を及ぼすことはいうまでもなく、この影響は、学齢期だけではなく、進学、就職、生活といった、子どもたちのその後の人生にも大きな影響を及ぼす。また、貧困の再生産や非行の温床にもなり得る。したがって、長期欠席児童生徒への支援においては、当該児童生徒の生活を視野に入れた、現実への対応・支援と併せて、将来を見据えた対応・支援が不可欠である。そして、教育関係者にとって何より大切なことは、こうした児童生徒一人ひとりの「欠席」を当該児童生徒の将来の問題として、どれだけ上位の価値として位置づけられるかである。

終戦直後の混乱期には、大量の長期欠席児童生徒の存在が明らかとなり、長期欠席が社会問題として注目されるようになった。文部省(当時)も「長期欠席児童生徒調査」をはじめ、さまざまな施策を講じることとなった。また、当時の教育実践の中には、児童生徒の「欠席」のもつ意味を重く受け止め、社会全体で「欠席」問題を考えようとする運動も見られた。時代背景は変わっても、教育現場において「欠席」が児童生徒に及ぼす影響は普遍的である。そこで本報告では、戦後初期の「長期欠席」認識と「欠席」観の検討を通して、それらの長期欠席児対策への影響と今日的意義について検討していく。

2. 研究の視点および方法

時代とともに、学校の役割や機能は変化し、学校教育の持つ意味も変化していく。また、それに伴い、保護者や教育関係者の学校教育に対する思いや期待も変化してきた。「長期欠席」への認識と「欠席」観は、まさにこうした学校が果たす役割や機能と保護者・教育関係者の学校教育への思いや期待との相互関係によって形成されてきている。

そこで本研究では、新聞・雑誌等の資料を中心に1950年代の「長期欠席」認識を調査し、その後、それらが教育関係者への運動や実践にどう関連していったか、文献を中心に調査を行った。

3. 倫理的配慮

文献収集および本報告書の作成に当たっては、資料提供機関の資料開示規程および本学会の研究倫理指針に基づいている。

4. 研究結果

(1) 戦後の長期欠席問題の発生とその対応

文部省は中央青少年問題協議会との合同で、1950年5月に長期欠席者（年間30日以上欠席者）の全国調査を初めて実施した。この調査によって、1949年度の長期欠席者は、小学校で約40万人（出現率4.15%）、中学校で約34万人（同7.6%）、小中合わせて約74万人の長期欠席者がいることが判明した。さらに当時、この結果の中には、東京都や高知県などのデータが含まれていなかったため、推計では「日本における長期欠席児童生徒は、ゆうに百万を突破するであろうことが一部に喧伝された」。

この調査における、長期欠席生徒（中学生）の主な欠席理由は、「家事家業の手伝い」「教育費が出ない」「家計を助ける」などの経済的理由からくるものが59.6%であった。その後、文部省は1951年度から長期欠席児童生徒の全国調査を継続的に1958年度まで実施している（1959年度以降は「学校基本調査」の中で実施）。

1950年度の調査結果を受けて、文部省をはじめ、全国各地でさまざまな長期欠席対策が講じられることとなった。具体的には、年少労働には労働基準法や学校教育法により規制を強化し、貧困家庭には生活保護法による生活扶助や教育扶助などで対応し、生活保護を受けられない家庭には、就学援助制度が適用された。

さらに1955年10月1日には、文部、労働、厚生三省連名による「義務教育諸学校における不就学および長期欠席児童生徒対策要綱」が出された。

こうした要綱が出されたことは、国として長期欠席問題を重く受け止め、省庁の壁を超えて総合的に対策を講じようとする姿勢の表れでもある。現在の国の不登校対策と比較しても、三省が連携して長期欠席問題にあたっていたという事実は極めて画期的なことである。

(2) 「長欠児童生徒援護会」（黄十字会）と長期欠席児対策

国や地方でのさまざまな取り組みの成果もあり、1960年代には長期欠席問題は表面上は収束していくことになる。しかし、東京の山谷地区や横浜の寿町地区、大阪の愛隣地区など貧困層が局地的に集中する地域では、過酷な生活環境の中で不就学や長期欠席の問題は残されていた。

そこで、こうした状況におかれた山谷地区の子どもたちを憂い、援助活動を展開したのが「長欠児童生徒援護会（別称、黄十字会）」であった。「長欠児童生徒援護会」（以下、本会）は、長期欠席児に対する全国的な援助活動を行うことを目的に1959年12月に任意団体として発足し、1960年の6月2日に文部省所管の財団法人として認可された。発足時の本会要覧「役員氏名」欄には、池田勇人（会長：当時、通産大臣）、大平正芳（副会長：当時、衆議院文教委員長）、宮沢喜一（副会長：当時、文部政務次官）など3名の歴代総理大臣が名を連ね、本会は多分に政治的な影響力を持って組織された団体であった。

本会は、山谷地区に分室を作り、山谷地区の長期欠席児童に、授業についていけるだけの学力を身につけさせ、地元の学校に就学させる取り組みを行った。こうした実践の背景には、本会が「不就学・長期欠席」を「学力」獲得の最も大きな阻害要因として位置づけていたことがあげられる。本会の「欠席」に対するとらえ方と「欠席」対策に関わる基本的な考え方は、本会の設立趣意書にも示されている。